

閱覽用

令和8年4月27日

第4回大河原町農業委員会定例総会議事録

大河原町農業委員会

令和8年 第4回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月27日（月曜日）午前10時00分から

2. 開催場所 大河原町役場 3階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員9名・農地利用最適化推進委員5名 合計14名）

農業委員1	小笠原 良一	農業委員2	角 田 真由美
農業委員3	鎌 田 美智雄	農業委員4	菅 野 正 信
農業委員5	佐 藤 富 男	農業委員6	庄 司 貞 良
農業委員7	鈴 木 勉	農業委員8	松 井 誠 子
農業委員9	長 山 清 市		
推進委員1	坂 口 久 雄	推進委員2	鈴 木 利 弘
推進委員3	高 橋 卓 也	推進委員4	長 山 務
推進委員5	長 山 恵		

○欠席委員

推進委員6 橋 本 康 範

○事務局出席者

事務局長	鈴 木 浩	事務局次長	佐 藤 義 則
事務局係長	半 澤 壯 都	事務局主事	阿 部 智 也
中間管理事業マネージャー	大 宮 廣 昭	事務局員	佐 藤 香 織

4. 議事日程

○日程第1 会議録署名委員の指名

○日程第2 会期決定

○日程第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める

第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

第4号議案 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件

第5条議案 非農地証明願に対し、証明書発行の可否の意見を求める件

○日程第4 報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約通知について

報告第2号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の取下げについて

○協議事項 令和8年度農地等の利用の最適化に関する意見のとりまとめについて

5. 会議概要

午前9時53分 開会

○事務局長 はい。それでは皆様、改めましておはようございます。

（「おはようございます。」の声あり。）

本日はお忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。私4月1日付で、農政課長に着任致しました鈴木と申します。併せて農業委員会事務局長も命ぜられましたので、今後どうぞよろしくお願い致します。

それではご案内しておりました定刻よりも前ではありますが、皆様お集まりですので、只今より令和8年第4回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第6条及び第10条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思います。では会長よろしくお願い致します。

○会 長 はい、皆様おはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

大変ご苦勞様です。久しぶりに少し雨が降って、涼しい感じが見受けられます。いよいよ今回からタブレットの使用でございますけれども、タブレットが中々私の言う事を聞いてくれなくて、やっと聞く様になって、これも時代の流れかなという風に思っております。時代が進むにつれて私も気持ちは若いですが、**「ついていくのが大変だな。」**というのが、最近そういう風に思っております。

それから私も含めてですけども、昨日から代かきが始まりました。そしていよいよ農作業の方も稲作農家にとっては大変忙しい時期が来ると思うので、一つ幾ら忙しくても事故には注意してやって頂きたいなと通うに思っております。

それからもう一つですけども、今まではずっとイノシシの件で大変色々騒いでいましたけど、最近**はイノシシではなくて熊騒動が随分出ている様で、テレビを見ていると今年**は1,000頭獲る目標だ**って事ですけど、そんなに熊っていますかね？びっくりしました。何か仙台の市街地まで出てきているって、最近ですと槻木の四日市場にも出たって話で、本当に熊対策も大変だなと**思っております。そういう事でまずは皆さんで注意して頑張ってくださいと思います。

○議 長 それでは早速議事に入りたいと思います。本日は橋本委員から欠席届が出されておりますけれども、本日の出席は14名で、農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、この総会は成立している事をまずご報告致します。

次に日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、大河原町農業委員会規則第31条の第3項の規定に基づきまして、農業委員3番の鎌田美智雄委員と4番の菅野正信委員にお願い致します。よろしくお願い致します。

次に日程第2「会期の決定」でございますけれども、会期の決定は本日1日でよろしいでしょうか？お諮り致します。（「はい。」の声あり。）

はい。異議なしという事でございますので、本日1日と決定させていただきます。

次に日程第3「議事」に入りたいと思います。本日は議案が第1号から第5号まで、そして報告事項となっておりますので、よろしくお願い致します。まず第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」でございます。この件は私に関連がありますので、進行を庄司さんをお願い致します。よろしくお願い致します。（会長、退席。）

○会長職務代理者 はい、進行を変えます。進行番号1を上程します。事務局説明をお願いします。

○事務局主事 はい。第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号1・西部地区。申請地と致しましては、福田字福田上。地目台帳及び現況が田。面積は403㎡となっております。その外9筆ございまして、合計田10筆7,550㎡です。申請理由と致しましては、貸人相手方要望により貸付ける。借人当該土地を借受け農業経営の充実を図る。権利の設定と致しましては、使用賃借権設定です。対価総額は無償。契約期間と致しましては、令和8年4月30日から令和18年3月31日となっております。借人の農業経営状況と致しましては、総会資料記載のとおりです。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明ですが地区が複数ありますので、まずは西部地区担当の坂口委員お願い致します。

○坂口久雄委員 はい。着座にて説明させていただきます。農地法第3条許可に関する調査票の報告をします。詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。借人は、事務局の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺にはほ場が整備された地区もありますが、一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。借人は農地所有適格法人なので、特に問題はありません。4、意見について。借人は積極的に農業に携わっており、年齢も比較的若く今後も期待されますので、皆様の審議の方よろしくお願い致します。以上でございます。

○会長職務代理者 はい、ありがとうございます。続いて西部2区担当の高橋委員。

○高橋卓也委員 はい。坂口委員と同じ意見です。特に問題ありません。以上です。

○会長職務代理者 はい、担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば承ります。（「ありません。」の声あり。）

質疑なしと認めます。これから採決をします。第1号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成。第1号議案・進行番号1は許可相当と致します。それでは進行を会長に戻します。

(会長、着席。)

○議長 はい。それでは進行を戻りまして、次に第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」でございます。進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・金ヶ瀬地区。申請地と致しましては、字広表。地目台帳及び現況が畑。面積が165㎡となっております。申請理由と致しましては、申請地に貸家を新築し、賃貸する。施設概要と致しまして貸家建築56.31㎡です。工事期間が令和8年6月1日から令和8年12月31日までとなっております。農地区分が第3種農地です。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は広表の貯水池の近くで、平坦かつ区画整理されている事から、何ら問題ないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありますが影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われまますので、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ないです。」）

なしという事でございますので、これから採決を致します。第2号議案の進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございました。全員賛成という事で許可相当と致します。

次に第3議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」でございます。進行番号1を上程致します。事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい。第3議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・西部地区。申請地と致しましては、字新東。地目台帳及び現況が畑。面積が196㎡となっております。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、居宅を建築し永住する。移転の別と致しましては所有権移転です。施設概要が居宅建築89.4㎡、駐車場2台。工事期間としましては、令和8年6月1日から令和8年12月31日までとなっております。農地区分が第3種農地です。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は大河原中学校グラウンドの北側にある住宅密集地にあり、平

坦かつ区画整理されている事から何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。特に問題個所はないと思われるので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。ございませんか？（「ないです。」の声あり。）

はい。ございませんという事ですので、これから採決を致します。第3号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・金ヶ瀬地区。申請地と致しましては、字広表。地目台帳及び現況が畑。面積が424㎡となっております。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、住宅用地として宅地分譲する。移転の別と致しましては所有権移転です。施設概要と致しましては居宅建築敷地2区画。工事期間は許可後から令和9年12月31日までとなっております。農地区分が第3種農地です。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は広表の調整池の近くで、平坦かつ区画整理されている事から、何ら問題ないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありますが、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われるので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第3号議案・進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当とします。

次に進行番号3を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号3・金ヶ瀬地区。申請地と致しましては、字広表。地目台帳及び現況が畑。面積が231㎡となっております。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、居宅を建築し永住する。移転の別と致しましては所有権移転です。施設概要としまして居宅建築61.27㎡、駐車場3台。工事期間と致しましては、令和8年6月1日から令和8年12月31日となっております。農地区分が第3種農地です。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は広表の貯水池の近くで、平坦かつ区画整理させている事から、何ら問題ないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありますが、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

ありませんという事でございますので、これから採決をします。第3号議案・進行番号3について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。

次に進行番号4を上程します。事務局説明お願いします。

○事務局主事 はい、進行番号4・東部地区。申請地と致しましては、大谷字山下。地目台帳及び現況が田。面積が1,272㎡となっております。申請理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、太陽光パネルを設定する。移転の別としましては所有権移転です。施設概要としましてソーラーパネル140枚。工事期間と致しましては許可日から令和8年10月31日までとなっております。農地区分が第3種農地です。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山 務委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は不動公園と大河原昆虫公園の間で、平坦なので何の問題もないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題ないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありますが、問題ないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当なしです。5、意見について。特に問題はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、ありがとうございました。担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手でお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

質疑なしという事で、これから採決を致します。第3号議案・進行番号4について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。

次に第4号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」でございます。進行番号1を上程致しますが、賃貸人が同じですので、進行番号2・3も併せてお願い致します。

○事務局主事 はい。第4号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」進行番号1・東部地区。申請地と致しましては、字沖端。地目台帳及び現況が畑。面積が360㎡となっております。その外1筆ございまして、合計畑2筆、面積の合計が1,272㎡となっております。利用権の設定の内容と致しましては、利用権の種類は賃借権設定。内容が普通畑利活用。借賃支払い方法が金納反当あたり4,000円となっております。契約期間と致しましては、令和8年7月1日から令和18年6月30日の10年間となります。利用権の設定を受ける者の経営状況と致しましては、総会資料記載のとおりです。備考と致しましては新規の契約となっております。

続きまして進行番号2・東部地区。申請地と致しまして、字沖端。地目台帳及び現況が畑。面積が991㎡となっております。その他進行番号1と同じですので、こちらは省略させていただきます。

続きまして進行番号3・東部地区。申請地と致しまして、字沖端。地目台帳及び現況が畑。面積が598㎡となっております。その他進行番号1・2と同様ですので、こちらの方も省略させていただきます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、菅野委員。

○菅野正信委員 はい。1、借受人は必要な農作業に常時従事できるか。借受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えている事から、常時従事する事については問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。畑作としての活用となりますが、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺は畑作のは場となっており、特に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から今回の促進計画は、地域計画の達成に資すると認められると考えられますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。1から3まで質疑のある方は挙手でお願い致します。ございませんか？（「ないです。」）

はい。ありませんという事でございますので、これから4号議案の1から3まで許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第5号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」でございますけれども、私に関連がありますので進行を交代させていただきます。お願いします。（会長、退席。）

○会長職務代理者 はい、進行を変えます。進行番号1を上程します。事務局お願いします。

○事務局主事 はい。第5号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」進行番号1・金ヶ瀬地区。申請地と致しましては、堤字南石。地目台帳及び現況が田。面積が1,230㎡となっております。非農地となった時期と致しましては平成10年頃です。申請人の理由と致しましては、当該地は令和6年5月に前所有者が相続したが、山間地である事から平成10年頃より管理されておらず、相続時点で森林化しており、令和6年6月に前所有者から所有している全農地を譲り受けたが、当該地は変わらず山林の様相を呈しており、

農地として復元する事は困難であるとの事でした。非農地証明の適用と致しましては「農地法関係事務処理の手引き（令和7年6月宮城県農業会議作成）」のもの抜粋。「104 ページ、非農地判断、4.判断基準、ア。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当致します。「105 ページ、非農地証明、3.証明の範囲、(7)。その土地が何等かの原因で非農地となってから長年経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく農地以外となった実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの」に該当致します。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、その土地が、非農地になってから20年以上経過しているか。申請地は登記地目が田んぼで、令和6年に全所有者が相続したが、山間地帯であり、平成10年頃から管理されておらず、山林化した状態で、令和6年に譲り受けた案件であります。2、再び農地として利用される可能性がないか。既に20年以上経過し、森林化しているとの事から、農地に復元する事はないと思います。3、農地以外となった実状及び実態が真に止むを得ないか。平成10年から耕作不便により管理しておらず、非農地になった事は真に止むを得ないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。非農地になった経緯及び20年経過要件を満たしており、非農地証明は妥当であると思われまますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○会長職務代理者 はい、ありがとうございます。担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば承ります。ありませんか？（「ないです。」の声あり。）

質疑なしと認めます。これから採決をします。第5号議案・進行番号1について、賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

賛成、第5号議案・進行番号1は許可相当と致します。それでは進行を会長に戻します。（会長、着席。）

○議長 はい、ありがとうございます。次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号1を上程致します。賃貸人が同じですので、進行番号2も併せて上程します。事務局説明をお願いします。

○事務局主事 はい。報告第1号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号1・東部地区。該当地としましては、大谷字上原。地目台帳及び現況が畑。面積が922㎡となっております。その外1筆ございまして、合計畑2筆、面積が1,756㎡です。理由と致しましては、双方の合意により解約する。土地の引き渡し時期が令和8年6月30日となっております。

続きまして進行番号2・東部地区。該当地と致しましては、大谷字後田。地目台帳及び現況が畑。面積が783㎡となっております。その他進行番号1と同様ですので、こちらも省略させていただきます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ないです。」の声あり。）

なしという事でございますので、これで報告第1号の進行番号1と2を終わりたいと思います。

次に報告第2号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の取下げについて」進行番号1を上程致します。また譲受人が同じですので、進行番号2から4も併せて上程しますので、よろしくお願い致します。事務局説明をお願いします。

○事務局主事 はい。報告第2号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の取下げについて」進行番号1・金ケ瀬地区。該当地と致しましては、金ケ瀬字台部。地目台帳が田、現況が雑種地となっております。面積が4,802㎡です。許可日と致しましては、令和7年9月26日付け大農委指令第16号にて許可。届出日と致しましては令和8年4月2日となっております。理由といたしましては、契約解除のため所有権移転前の取下げです。

続きまして進行番号2・金ケ瀬地区。該当地が金ケ瀬字台部。地目台帳が田、現況が雑種地となっております。面積が1,851㎡です。許可番号が令和7年9月26日付け大農委指令第17号にて許可です。その他進行番号1と同様ですので、こちらも省略させていただきます。

続きまして進行番号3・金ケ瀬地区。該当地と致しましては、金ケ瀬字台部。地目台帳が田、現況が雑種地となっております。面積が397㎡です。その外2筆ございまして、合計田3筆、面積の合計が1,164㎡となっております。許可番号が令和7年9月26日付け大農委指令第18号にて許可です。その他同様ですので省略させていただきます。

続きまして進行番号4・金ケ瀬地区。該当地と致しまして、金ケ瀬字台部。地目台帳及び現況が田。面積が3,213㎡となっております。その外2筆ございまして、合計田3筆、面積が4,102㎡です。許可番号と致しましては、令和7年9月26日付け大農委指令第19号にて許可です。その他同様ですので省略させていただきます。以上となります。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。1から4まで、質疑のある方は挙手でお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木 勉委員 はい。許可申請の取下げは、理由は何ですか？

○議長 事務局お願いします。

○事務局係長 はい。理由としてはここにある様に契約解除という事で、双方の契約を取下げたというところになっていまして。

○鈴木 勉委員 要するに将来的に宅地か何かで施設を建てようとしたけど、地盤が軟弱なため、これをするのは無理だっとなって、取下げたって考えなのかね？

○事務局係長 そこまでは言えないですけど、3条として維持管理の方はされていたのかなとは思っていました。

○鈴木 勉委員 ただ将来作る気はないのだから。

○事務局係長 そうですね。将来作れないって判断なのかは分かりませんが、3条は取下げる。

○鈴木 勉委員 彼がもし、農地をもう一回申請して来たら、「今後どうするのですか？」って再度確認してください。

○事務局次長 はい。ここは特に注意しておきたいと思います。

○鈴木 勉委員 よろしくお願いします。

○議長 はい、どうもありがとうございます。そうですね、前にも色々と沢山ありましたので、注意してやって頂きたいと思います。どうもありがとうございました。その他ございませんか？はい、事務局からお願いします。

令和8年4月27日の会議録署名委員

議 長

長 山 清



印

署名委員（3番委員）

鎌 田 美智雄



署名委員（4番委員）

菅 野 正 信



令和8年4月 第4回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）